

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第二百号)

[ILO 100号条約・同一報酬条約]

採択	一九五一年六月二九日(第三回労働総会)
効力発生	一九五三年五月二三日
日本国	一九六八年八月二四日(六七年八月二十四日批准、同日批准書寄託、九月七日公布・条約五号)
当事国	一七一

国際労働機関の総会は(中略)
次の条約(中略)(を)採択する。

第一条【用語】

(a) 「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃金又は給料及び

使用者が労働者に対してその雇用を理由として現金又は現物

により直接又は間接に支払うすべての追加的給与をいう。

(b) 「同一価値の労働者に対する同一報酬」とは、性別による差別なしに定められる報酬率をいう。

第二条【同一価値労働同一報酬原則】

1 各加盟国は、報酬率を決定するため行なわれている方法に適した手段によつて、同一

価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則のす

べての労働への適用を促進し、及び前記の方法と両立する限

り確保しなければならない。

2 この原則は、次のいすれによつても適用することができる。

2 法令によつて設けられ又は認められた賃金決定制度

(d)(c)(b)(a)使用者と労働者との間の労働協約

これららの各種の手段の組合せ

第三条【職務の評価】

1 行なうべき労働を基礎とする職務の客観的な評価を促進する措置がこの条約の規定の実施に役だつ場合

この評価のため採用する方法は、報酬率の決定について責

任を負う機関又は、報酬率が労働協約によつて決定される場合には、その当事者が決定することができます。行なうべき労働における前記の客観的な評価から生ずる差異に性别と関係なく対応する報酬率の差異は、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものと認めてはならない。

